

# 令和2年度 学校いじめ防止基本方針

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校

## ◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」
- 千葉市学校教育推進計画  
目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」  
教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

## ◇学校教育目標

生徒一人ひとりの学校生活を充実させ、アイデンティティーの確立を支援して、「確かな学力」「豊かな心」「調和のとれた体力」を培い、国際社会の一員として、自ら発信・行動できるグローバル・リーダーを育成する。

- 確かな学力（学力向上、進路指導の強化）  
体験活動を重視し、質の高い授業で、向上心や知的好奇心を育み、バランスのとれた確かな学力を身につけ、主体的に判断し行動できる人材を育成する。
- 豊かな心（自主性、個性、社会性の伸長）  
人間としての在り方を考察させ、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、異文化を受容する豊かな心を持った人材を育成する。
- 調和のとれた体力（心身の調和と体力の向上）  
自由闊達で充実した学校生活の中で、調和のとれた体力を身に付け、心身ともにたくましく生きる人材を育成する。

校訓「真摯・明朗・高潔」

## ◇生徒指導の重点目標

- ①地域に信頼される学校づくり
- ②交通マナー指導の徹底
  - ・自転車乗車指導の徹底
  - ・登下校時の公共交通機関を利用する際のマナーの徹底
- ③生徒指導方針の職員間の共通理解を深める

## ◇本校のいじめ問題の課題

- 発達段階の異なる生徒が集う中高一貫教育校であるため、より良い人間関係を構築するための道徳教育や特別活動を充実させる。
- 学校側に見えない形で行われるインターネット上でのいじめについては、特にアンテナを高くめぐらせて、生徒間の人間関係が良好になるように環境を整える。

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校（以下、「本校」）は、国の定めるいじめ防止対策推進法（以下、「法」）に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を次のように定める。

## 1 基本理念等

### （1）いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に調査」より）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### （2）基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （3）学校および教職員の責務

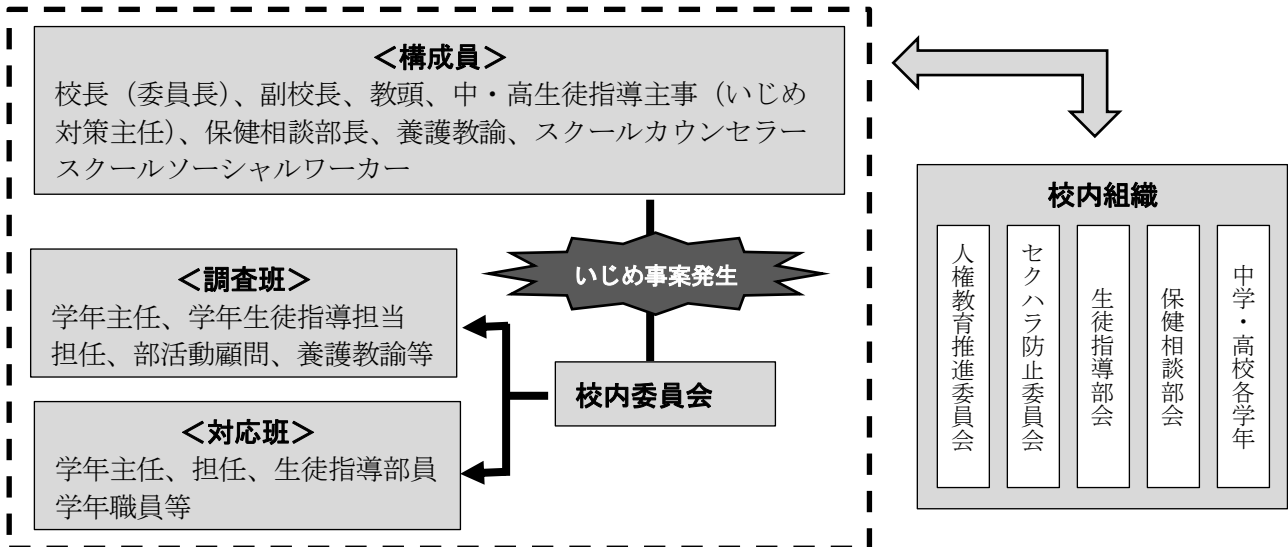
本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 学校いじめ防止のための対策組織

(1) 名称：「いじめ対策校内委員会（※以下「校内委員会）」…太枠点線部分

(設置要綱は別紙1のとおり)

※必要に応じて行政・警察等の外部専門機関への支援を仰ぐ。



(2) 校内委員会の役割

### ①相談体制の拡充

- (ア) すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員はすみやかに管理職に報告する。校長は校内委員の招集・開催をする。
- (イ) 校内委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。なお委員長は千葉市教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、後日報告書の提出を行う。
- (ウ) いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事象に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- (エ) 指導後改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。
- (オ) 年間指導計画（別紙2）に基づき、定例会議を開催し未然防止のための方策を検討する。

### ②緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の緊急連絡網を整備し、いじめ相談に即時対応できるようにする。

### ③実態把握のための調査

校内委員会は、全生徒を対象にいじめに関するアンケート（別紙3）を、適切な時期に年2回実施する。

### ④教職員の取り組み支援

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。

### ⑤教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

#### ⑥インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

### 3 いじめの未然防止等に関する措置

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- (5) 「いのちを大切に作るキャンペーン」を生徒会主導で企画させ、自主的啓発活動を支援する。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、生徒・保護者の相談窓口の周知徹底を図る。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

### 4 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(生徒個人の保護・心理状態に配慮したアンケート調査、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト<sup>別紙4</sup>の作成、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(学級通信・学年だより、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者面談、保護者懇談会、アンケートの実施等)
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

### 5 いじめの相談・通報

いじめによる被害生徒の相談や、他者がいじめを認知した場合の通報が迅速に行われるための体制を整備する。

- (1) 学校におけるいじめの相談先窓口について、校内に掲示するいじめ防止のための啓発ポスター・標語等に明記する。
- (2) 学校以外でのいじめについても、日常の生活の中での声掛け、カウンセリングルームの活用等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を整備する。

#### <主な相談機関>

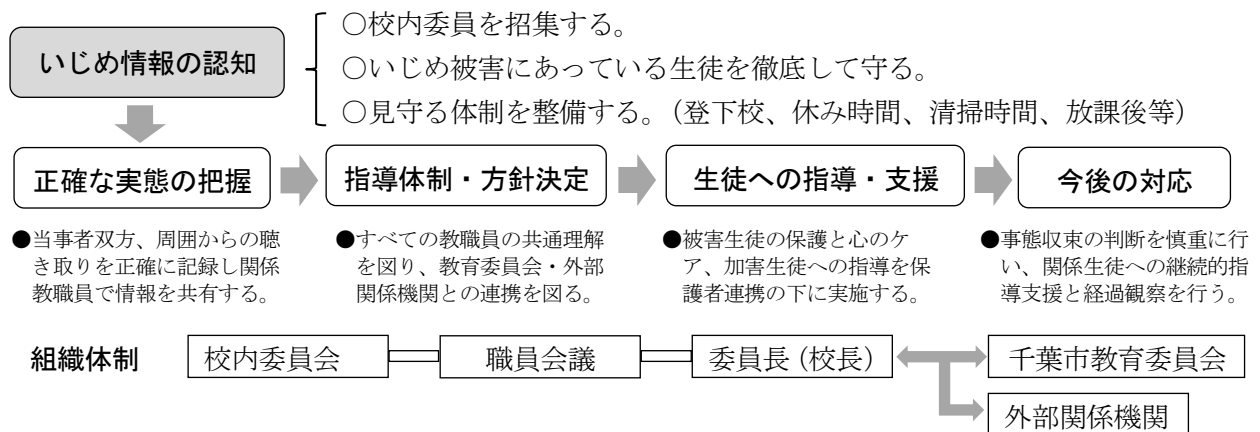
千葉市の相談窓口	千葉市以外の主な相談窓口
千葉市立稲毛高等学校・附属中学校 043-277-4400	24時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省) 0570-0-78310
千葉市教育委員会教育支援課 043-245-5935	千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
千葉市子ども・若者総合相談センター 043-227-7830	子どもの人権110番(千葉地方法務局内) 0120-007-110
千葉いのちの電話 043-227-3900	ヤングテレホン(千葉県警察少年センター) 0120-783-497

## 6 いじめを認知した場合の対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消の仕方を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

### <いじめ対応の基本的な流れ>



### <聞き取り調査時の留意事項>

- ①以下の情報を正確に把握する
  - ・加害者と被害者(誰が誰をいじめているのか)
  - ・時間と場所(いつ、どこで起こったのか)
  - ・内容(どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか)
  - ・背景と要因(きっかけは何か)
  - ・期間(いつ頃から、どのくらい続いているのか)
- ②複数で聴取に当たり、うち一名は記録をとる。
- ③聴取者は威圧的な態度ではなく、生徒が自主的に答えられるように配慮する。
- ④複数に関係している同一事件に対しては、質問事項の統一を図る。
- ⑤加害生徒同士が事前に口裏を合わせることを注意する。
- ⑥個々の記録をつき合わせ、矛盾が確認された場合は、再度聴取を行う。
- ⑦聴取者は記録をまとめ、生徒指導主事に提出する。
- ⑧聴取は原則として休み時間や放課後に行う。但し、緊急を要する場合は即座に行う。
- ⑨聴取が長時間に及ぶ場合は、健康に配慮し適切に休憩を与える。
- ⑩情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。

## 7 いじめに対する指導

いじめ問題が生じたときには、ケースに応じ加害者生徒に対して特別指導に関する内規に基づいた措置を行い、関係する内容を生徒・保護者に周知する。なお、生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、千葉市教育委員会に相談する。また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 8 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策校内委員会が中核となって事態に対処するとともに、事実を明確に調査し、同種の事態の発生を防止するための方策を講ずる。

### (1) 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次の通り定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等)
- 三 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ対策校内委員会において重大事案と判断した場合は、千葉市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、以下の通り適切な対処や調査を迅速に行う。

#### ①問題解決への対応

- ア 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特任)
- イ 関係保護者、千葉市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ウ 育友会(保護者会)役員及び同窓会等との連携
- エ 関係生徒への指導
- オ 関係保護者への対応
- カ 全校生徒への指導

#### ②説明責任の実行

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校の保護者に対する情報の提供
- ウ マスコミへの対応

#### ③再発防止への取り組み

- ア 千葉市教育委員会との連携の下での外部有識者の招へい
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取り組みの見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

## 9 公表、点検、評価等

- (1) 本校で定めた学校いじめ防止基本方針は、中学・高校のホームページ上に公表する。
- (2) いじめ対策校内委員会において、6月、12月にアンケートを実施し、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に検証を行い、次年度の取り組みに反映させる。
- (3) 年2回開催される学校評議員会において、学校におけるいじめ防止対策の取り組み状況について報告し、評議員の助言を得て地域ぐるみでのいじめ防止方策を共有する。
- (4) 保護者に対して、学校がいじめ防止基本方針が機能しているか、学校評価や、保護者向けいじめアンケート等で評価してもらう。

## いじめ対策校内委員会設置要綱

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校

令和 2 年 4 月 1 日 策 定

### 1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

### 2 構成員

- (1) 委員長を校長とし、副校長・教頭を副委員長、中・高生徒指導主事をいじめ対策主任とする。
- (2) 保健相談部長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを委員とする。
- (3) 校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理・福祉等の専門家を本委員会に加えることができる。

### 3 組織

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

### 4 会議

校長は、このいじめ対策校内委員会を主宰し、会議を招集する。

### 5 いじめ対策校内委員会の役割

- (1) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動等に係る情報を、生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (3) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に関係生徒への事実確認の聴取指導、保護者との連携、支援の体制・対応方針についての検討を行わせ、これを統括する。
- (4) 重大事態が発生し、学校がその調査を行う場合は、千葉市教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (5) その他、いじめの防止対策に係る組織的な取り組みを行う。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

令和 2 年度 学校いじめ防止年間指導計画

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員の会議等	いじめ対策校内委員会① 方針確認・全体周知	職員研修Ⅰ	いじめ対策校内委員会② アンケートの実施と分析	学校評議員会①		
防止対策	SNS 講演会 カウンセリングルーム 通信①発行		道徳の授業・LHR			
早期発見対策	教育相談 研修会①	生徒面談週間 教育相談 研修会②	いじめ アンケート① (生徒) 教育相談 研修会③	保護者面談月間		教育相談 研修会④

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員の会議等	職員研修Ⅱ	学校評議員会②	いじめ対策校内 委員会③ アンケートの実 施と分析・次年 度対策の検討			
防止対策		カウンセリングルーム 通信②発行	人権講演会	道徳の授業・LHR		
早期発見対策		教育相談 研修会⑤	いじめ アンケート② (生徒・保護 者)		セクハラ・体罰 アンケート 教育相談 研修会⑥	



## いじめに関するアンケート

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校  
令和〇〇年〇月実施

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_男・女

いじめに関するアンケートです。このアンケートの目的は現在の学年・クラスの状況とあなた自身のことを知り、今後の学校生活の改善を図るためのものです。よく読んで正直に答えてください。

記入の方法：令和〇〇年〇月から今日までの体験を答えてください。

**質問1** いじめを見た経験(どちらかの番号に○をつけてください)

- 1 いじめを見たことがある      2 いじめを見たことはない (→**質問4**へ)

**質問2** 質問1で「ある」と答えた人だけ、どんないじめか下から選んで○をつけてください。(複数回答可)

- ア たたく、なぐる・ける等の暴力的ないじめ  
イ その人の悪口・外見・短所等を言葉で言ういじめ  
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ  
エ 集団の中で意図的に仲間はずれにするいじめ  
オ その他 ( )

\*例：ネット上の書き込み など

**質問3** 「ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。いつ頃誰が誰にどんなことをしていましたか。

**質問4** いじめられた経験(どちらかの番号に○をつけてください)

- 1 いじめを受けたことがある      2 いじめを受けたことはない (→**質問8**へ)

**質問5** 質問4であると答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで○をつけてください。(複数回答可)

- ア たたく、なぐる・ける等の暴力的ないじめ  
イ その人の悪口・外見・短所等を言葉で言ういじめ  
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ  
エ 集団の中で意図的に仲間はずれにするいじめ  
オ その他 ( )

**質問6** 「ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。いつ頃誰にどんなことをされましたか。

**質問7** 「ある」と答えた人にお尋ねします。そのいじめは現在解消されていますか。

- 1 解消されていない      2 解消された

**質問8** いじめのこと、つらい思いをしたこと、クラスの様子など、何か伝えたいことがあったら、自由に書いてください。記載内容の秘密は守ります。

**質問9** 相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください。

特になしは「なし」と書いてください。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように生徒間でいたずらをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている生徒

## ○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が増える
- とくどき涙ぐんでいる

## ○授業中・休み時間

- 発言すると周囲から冷やかされる
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 一人でいることが多い
- 教職員がほめると冷やかしゃ陰口を言われたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる

## ○昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の生徒から少し離れて食べている
- 食べ物にいたずらされる

## ○清掃時

- 一人で離れて掃除をしている
- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている

## ○その他

- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 持ち物や机などに落書きをされる
- 情緒が不安定になる
- トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる
- 部活動を休みがちになり、辞めると言い出す
- 怪我の理由が曖昧である
- 必要以上にお金を持ち、友人におごるなどする
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている

## いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い中間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする

